

鳥取縣公報

條例

鳥取縣條例第四十一号

鳥取縣家畜衛生保健所使用料徴收條例を次のように定める。

昭和二十四年七月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣家畜衛生保健所使用料徴收條例

第一條 鳥取縣家畜衛生保健所において家畜の診療、生物学的製剤の注射若しくは文書の交付を受けようとする者は、この條例の定めるところによつて使用料を納付しなければならない。

第二條 この條例の規定によつて納付する使用料は次に定める額によるの外農業災害補償法による家畜疾病傷害共済の診療点数表にもとずいて算定した料金の範圍

昭和二十四年七月五日
第二千二十五号 火曜日

本書ノ本ノハ國定規格A5判

内とする。

文書料	一枚につき	四〇円
生物学的製剤による検査及び予防注射料	一頭につき	五〇円
牛の結核病検査料	同	五〇円
馬のバラチフス検査料	同	五〇円
牛の原生虫病トリコモナス病検査料同	同	二〇円
牛のブルセラ病検査料	同	五〇円
雛白痢検査料	一羽につき	五円
馬の傳染性貧血検査料	一頭につき	七〇円
馬の流行性腦炎予防注射料	同	二〇〇円
炭疽予防注射料	同	五〇円
氣腫疽予防注射料	同	五〇円
豚コレラ予防注射料	同	二〇〇円
豚丹毒予防注射料	同	五〇円
豚疫予防注射料	同	五〇円

家禽コレラ予防注射料	一羽につき	二〇円
家禽ペスト予防注射料	同	三〇円
家禽シフテリア予防注射料	同	一五円
鶏痘予防注射料	同	二〇円

第三條 家畜傳染病予防法第七條に基いて実施する検査予防注射を受ける場合は前條の料金は徴收しない。

第四條 第一條の何れかを受けようとする家畜の所有者又は管理者は家畜衛生保健所長に申し出ると同時に所定の使用料を納金せねばならない。

第五條 既納の使用料はこれを還付しないものとする。

第六條 家畜衛生保健所長は毎月の使用料を取り纏めて翌月の五日迄に縣に納入告知書を添えて納入しなければならぬ。

第七條 知事は公益上必要があると認めるとき又は特別の事由があると認めるときは使用料の全部又は一部を減免することができる。

第八條 この條例は鳥取縣家畜衛生試験室にも準用する。

附則

この條例は七月一日から施行する。

規 則

鳥取縣規則第五十八号

昭和十七年七月鳥取縣令第五十六号岩美及西伯地方事務所長タル地方事務官委任事項の一部を次のように改正し、昭和二十四年六月二十三日からこれを適用する。

昭和二十四年七月五日

鳥取市ニ係ル左記事項及び米子市ニ係ル左記事項の各末尾に左の二号を加える。

- 一、飲食營業ノ許可ニ關スル事項
- 一、飲食營業ノ停止又ハ營業許可ノ取消ニ關スル事項

鳥取縣規則第五十九号

昭和二十四年六月鳥取縣規則第五十一号鳥取縣飲食營業許可手数料徴收規則の一部を次のように改め昭和二十四年六月二十九日から適用する。

昭和二十四年七月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條を次のように改める。

第二條 許可手数料は次に定める額とする。

一、旅館、輕飲食店	一件につき	千 円
一、外食券食堂	同	八百円
一、めん類外食券食堂	同	五百円
一、喫茶店	同	五百円

鳥取縣規則第六十号

精神病院法施行細則を次のように定める。

昭和二十四年七月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

精神病院法施行細則

第一條 精神病院法施行規則(大正十二年内務省令第十七号)(以下省令という)第二條及び第三條の規定により鳥取縣に設置する精神病院に代用する病院(以下代用精神病院という)に入院の許可を受けようとする者は医師診断書、戸籍謄本並びに身柄引受書を添えた

代用精神病院入院願(以下入院願という)を住所地の市町村長を経由し知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による入院願、医師診断書並びに身柄引受書は別記様式第一による。

3 第一項の入院願を受附けた市町村長は別記様式第二による財産調査書を作製し知事に報告しなければならない。

第二條 知事は前條の規定により許可をしたときは申請者に入院通知書を送付すると共に代用精神病院長に対し入院指揮書を送付する。

2 前項の規定による入院通知書並びに入院指揮書は別記様式第三による。

第三條 代用精神病院長は患者が入院したときは代用精神病者入院報告を、退院したときは代用精神病者退院報告を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告は別記様式第四による。

第四條 代用精神病院長は入院した患者が死亡したときは、代用精神病者死亡報告を知事に提出しなければならない。

00814

鳥取縣知事 殿 氏名 印
 精神病患者 委託費請求内訳書

氏名	委託期間 年月日より 年月日まで	委託一日当り 延日数委託費	請求額	備考
頭腦狂子				

訓令

鳥取縣訓令第十一号

療中一般
 地方事務所

昭和十九年五月鳥取縣訓令第十六号鳥取縣地方事務所
 長專決処分規程の一部を次のように改正し昭和二十四年
 六月二十三日からこれを適用する。

昭和二十四年七月五日

鳥取縣知事 西尾愛治

第一條 經濟課に關する事項中「一、米穀酒造用米等搗
 精制限事項許可ニ關スルコト(米搗規二)」の次に次
 の二号を加える。
 一、飲食營業ノ許可ニ關スルコト(飲管規法三)
 一、飲食營業ノ停止又ハ營業許可ノ取消ニ關スルコト
 (飲管規法一一)

告示

鳥取縣告示第三百四十六号

農地調整法第九條ノ四の規定により次のように小作料の
 額の変更の件を認可した。

昭和二十四年七月五日

鳥取縣知事 西尾愛治

一、認可年月日 昭和二十四年七月一日
 二、申請した農地委員会八頭郡 隼 村農地委員会

同 中私都村同
 同 富沢地区同
 同 土師地区同

00815

氣高郡東鄉村同
 東伯郡小鹿村同

同 上小鴨村同
 同 下中山村同
 同 上中山村同
 西伯郡彦名村同

同 渡村同
 同 外江町同
 同 上道村同
 同 余子村同

同 中浜村同
 同 大篠津村同
 同 和田村同
 同 富益村同

同 日吉津村同
 同 日野郡日野村同
 同 米沢村同

三、当該農地の所在、地番、地目及面積
 別冊の通り。

(別冊は鳥取縣農地部農地課並びに右申請各町村(地
 区)農地委員会に備え付けて置く。)
 四、認可をした小作料の種類別額
 別冊の通り。
 (別冊は鳥取縣農地部農地課並びに右申請町村(地区)
 農地委員会に備え付けて置く。)

鳥取縣告示第三百四十七号

昭和二十三年二月鳥取縣告示第三十六号鳥取縣あん摩、
 はり、きゆう、柔道整復營業地方諮問委員会規程の一部
 を次のように改める。

昭和二十四年七月五日

鳥取縣知事 西尾愛治

題名を「鳥取縣あん摩、はり、きゆう、柔道整復營業地
 方審議会規程」に改める。
 第一條中「鳥取縣あん摩、はり、きゆう、柔道整復營業
 地方諮問委員会」を「鳥取縣あん摩、はり、きゆう、
 柔道整復營業地方審議会」に改める。

00816

鳥取縣告示第三百四十八号

早害恒久施設事業補助要項を次のように定める。

昭和二十四年七月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

早害恒久施設事業補助要項

第一 早害を防止する爲に早害恒久施設事業を行うものに対しこの要項によつて予算の範囲内で補助金を交付する。但し別に国又は縣から補助金、奨励金又は寄附金を受けるときは交付しない。

第二 補助金は次の標準によりこれを交付する。

一、早害恒久施設事業費の五割以内

第三 補助金の交付を受けようとするものは別記第一号様式の願書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一、設計書

二、補助金交付の事業について議決又は同意を要するものはその書類

三、收支予算書

四 共同で事業を行う場合は代表者を定めこれを証する書類

第四 補助金の交付を適當と認めるときは條件を定めて指令書を交付する。

第五 設計書を変更するときには別記第二号様式によつて届け出なければならない。

前項の届出があつた場合があると認めるときは計画の変更その他必要な命令をすることが出来る。

第六 補助金を請求しようとするものは毎四半期終了後直に別記第三号様式によつて請求書を提出しなければならない。

第七 補助金は実地検査の上査定して交付する。

第八 補助金の交付を受けるものは事務所を設け事業の状況、費用の收支、その他事業に関する事項を明らかにする書類を備え付けて置かなければならない。

第九 補助金の交付を受けるものに対しては職員に書類會計物件工事等を検討させて指導監督上必要な処置を取らせることが出来る。

00817

工事検査の爲が必要があるときは工事の一部をこわさることがある。この場合その部分の復旧費は事業者が負担するものとする。

第十 次の各号の一に該当するときは補助金交付の指令を取り消すか又は既に交付した補助金の全部或は一部を返させることができる。

一、この要項に違反したとき又は不正の行爲があると認めるとき

二、工事のでき型が不完全であるか又は工事の停止、廃止等によつて竣功の見込がないと認めるとき

第十一 この要項によつて提出する書類は総て所轄の市町村及び地方事務所を経由しなければならない。

附則

この要項は昭和二十四年四月一日からこれを施行する。

第一号様式

早害恒久施設事業補助願

標記の事業を施行致しますから早害恒久施設事業補助要項によつて補助して下さいますよう御願ひ致します

昭和 年 月 日

住所

氏 名 印

知 事 宛

第二号様式

早害恒久施設事業設計書変更届

昭和 年 月 日 鳥取縣受耕第 号補助指令

に基く設計書を別紙の通り変更致しますから関係書類を添えて御届け致します

昭和 年 月 日

住所

氏 名 印

知 事 宛

第三号様式

早害恒久施設事業補助金請求書(第 回)

一金

昭和 年度事業の爲支出した金額 円に対

する何分の何

00813

昭和 年 月 日鳥取縣受耕 第号補助指令
 に基づく前記の補助金を交付して下す
 昭和 年 月 日

知事 宛 氏名 印

昭和 年度第 四半期事業成績書

工種	予定施設	前回迄	今回	終了	備考
	数量	実績	実績	予定期	

備考
 一、工事施行後の土地利用状況を末尾に詳細に記入のこと
 二、予定の数量を終了しなかつたものについてはその理由を備考欄に記入すること

昭和 年度第 四半期收支決(精)算書

収入

科目	当初より前 回迄収入額	今回収入額	附記
備考			
補助金、奨励金、寄附金、雑収入等は附記欄に詳細説明すること			
支出			

科目	施設設計前 回迄に支出 した事業費額	今回支出 した事業費額	計	残額	附記
備考					

備考
 附記欄には今回支出事業費の内訳を記載すること

◇鳥取縣告示第三百四十九号

昭和二十四年六月十日鳥取縣規則第四十五号鳥取縣消費
 地域生鮮水産物配給規則第二條第一項の規定により次の

00813

ものを生鮮水産物の指定荷受機関として登録した。

昭和二十四年七月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、登録者住所氏名
 鳥取縣氣高郡青谷町大字青谷参千百拾番地
 氣高水産物株式会社

代表者 山 名 正 亮

二、登録の種類 生鮮水産物指定荷受機関

三、登録番号 第五号

四、取扱水産物の種類 生鮮水産物

五、営業所又は事業場の位置

鳥取縣氣高郡青谷町大字青谷参千百拾番地

氣高水産物株式会社

◇鳥取縣告示第三百五十号

昭和二十年十二月法律第五十七号蚕糸業法第十二條の規
 定による「蚕業取締吏員の証票」を次の者に交付した

昭和二十四年七月五日

勤務場所	職名	氏名	番号	交付年月日
鳥取縣 蚕業取締所	鳥取縣 技術吏員	大山 末樹	一	昭和二十四年 七月一日
同	同	井手野末春	二	同
同鳥取支所	同	竹田 浩	三	同
同郡家支所	同	山田天津雄	四	同
同	同	森中 正春	五	同
同浜村支所	同	小倉 史郎	六	同
同	同	横山 忠治	七	同
同倉吉支所	同	島田 正喜	八	同
同	同	藤井 幸信	九	同
同米子支所	同	長谷川 眞	一〇	同
同	同	藪田美智明	一一	同
同	同	谷口 收一	一二	同
同根雨支所	同	矢田貝延好	一三	同
同	同	木村 活壽	一四	同
鳥取縣農林 部蚕糸課	同	井本 薫	一五	同

00820

同	同	藤本 貫幸 一六	同
同	同	中野 敏夫 一七	同
同	同	平尾要太郎 一八	同
同	同	吉田 芳男 一九	同
同	同	仙賀 弘正 二〇	同

蚕業取締吏員証票

第 号 年 月 日 交付

鳥取縣 蚕業取締吏員証票

印

官職氏名

縦九、一五 横六、一八

◇鳥取縣告示第三百五十一号

昭知二十四年三月鳥取縣條例第十三号第一條により境港湾施設中左記区域を昭和二十四年四月一日より当分の間けい船岩壁に指定する。

昭和二十四年七月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

西伯郡境町榮町自六〇番地先 一二〇米 至二一三番地先

図面省略

◇鳥取縣告示第三百五十二号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年七月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 東伯郡倉吉町大字新町一丁目

鳥取縣中部生活協同組合長

椿 友太郎

一、建築物の位置 東伯郡倉吉町大字瀬崎町 二七三六ノ一四

一、同 用途 事務所兼店舗

一、同 構造 木造 枋葺 平家建

一、同 規模 建築面積 九、一二平方 米突出する部分同

00821

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人を譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第三百五十三号

鳥取縣度量衡檢定所規程を次のように定める。

昭和二十四年七月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣度量衡檢定所規程

第一條 度量衡器の檢定取締、免許等度量衡事務の迅速、

円滑を図るため鳥取縣度量衡檢定所(以下度量衡檢定所という)を設置する

第二條 度量衡檢定所に次の職員を置く

所 長

技 師

第三條 度量衡檢定所の運営上必要な事項は知事が別にこれを定める

附 則

この規程は昭和二十四年六月六日からこれを適用する

◇鳥取縣告示第三百五十四号

昭和二十四年六月鳥取縣規則第四五号鳥取縣消費地域生鮮水産物配給規則第二條第一項の規定により次のものを生鮮水産物の指定荷受機関として登録した。

昭和二十四年七月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、登録者住所氏名

鳥取縣鳥取市川端四丁目二〇

00822

- 岩美生活必需品小売商業協同組合
- 理事長 石 河 吉 男
- 二、登録の種類 生鮮水産物指定荷受機関
- 三、登録番号 第六号
- 四、取扱水産物の種類 生鮮水産物
- 五、営業所又は事業場の位置

鳥取縣岩美郡岩井町大字岩井三四一番地
岩美生活必需品小売商業協同組合

◇鳥取縣告示第三百五十五号

昭和二十四年六月十五日及び六月二十九日鳥取市で施行した昭和二十四年度第一回毒物劇物営業事業管理入試験合格者は次のとおりである。

昭和二十四年七月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

筆記試験並びに実地試験

柿田 英世 田中 昭次

(農業用毒物劇物取扱のみ)

- 西山賢太郎 山根 正則 河口 善彦
- 山本 英吉 佐々木紀正 松本 一彦
- 杉村 武雄 小幸 清幸 米田 利治
- 北風 満 田川 正敏 谷口 岩雄
- 渡辺 幹雄

筆記試験

須川庄九郎 田中 松藏

(農業用毒物劇物取扱のみ)

井上 多藏 田住 正 谷口 秀雄

山根 武

◇鳥取縣告示第三百五十六号

昭和二十四年度農業倉庫施設補助要綱を次のように定める。

昭和二十四年七月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

農業倉庫施設補助要綱

一、縣は米穀を貯藏する爲め、市町村農業協同組合(以

00823

- 下組合という)が倉庫を新設した場合に於て、これに要する費用につきこの要綱により補助金を交付する。
- 二、この補助金の額は倉庫建設費の三分の一以内にして一坪当り本屋に対し五千円以内とする。
- 三、補助金の交付を受け建設すべき倉庫は燻蒸可能なるものにして坪数収容力二十八石(約七〇俵)程度のものであることを要する。
- 四、補助金の交付を受けようとする組合は申請書に次に掲げる書類を添付し、昭和二十四年八月十日までに知事にこれを提出するものとする。

一、様式第一号の事業計画書

二、収支予算書並びに最近の貸借対照表

三、本施設事業に関する総会の決議書

前項の書類の外知事は必要と認める書類の提出を命ずる事がある。

- 五、知事は補助しようとする組合を決定した場合はその組合に対し事業の認承をなすと共に補助金額の二分の一以内を交付し農業倉庫施設完成後残余を補助する。

- 六、事業の認承を受けた組合は農業倉庫施設工事完了後遅滞なく様式第三号の工事完了届を知事に提出しなければならない。
- 七、補助金の交付を受けた組合が四の一、二、三の書類に記載した事項に重要な変更を加えようとする時は知事の承認を受けなければならない。
- 八、補助金の交付を受けた組合は収支決算書及び様式第二号の事業成績書を翌年度六月末日までに知事に提出しなければならない。
- 九、知事は補助金を交付する場合次の条件を付する。

一、政府所有米を管理する場合については農林大臣の別に定める条件により寄託に応ずる事。

二、建設したる倉庫を処分しようとする場合に於ては知事の承認を受ける事。

三、倉庫の利用状況に関し毎年十一月末日までに知事に報告する事。

- 十、次の各号の一に該当する場合に於ては補助金の交付若しくは一部の返付を命ずることがある。

- 一、本要綱の規定に違反したるとき
 - 二、補助金交付の條件に違反したるとき
 - 三、事業施行の方法が不適當と認めたるるとき
 - 四、決算額が予算額に比し減少したるとき
 - 五、本会計年度内に施設工事を完了しないとき
 - 十一、この要綱に基づいて組合が提出する書類は地方事務所經由して知事に提出しなければならぬ。
- 前項の規定により知事に提出する書類は一通とする。

様式第一号

農業倉庫新設事業計画書

組合名	建設地	建設費		概算		補助金		竣工日	備考
		概算	坪数	坪数	坪数	交付額	交付額		
		円		円		円			

注意

- 一、建設地は何郡何町(村)字何番地と明記のこと。
- 二、建設坪数当単價及工費予算額は倉庫本屋に付記載のこと。

- 三、助成坪数欄には建設坪数中助成金を受け建設する坪数を記載のこと。
- 四、備考欄には縣補助 円自己資金 円 借入金 円と記載のこと。
- 五、附属建物がある場合は備考欄に記載のこと。
- 六、新設倉庫の図面を添付すること。

様式第二号

農業倉庫建設助成金事業成績書

組合名	建設地	概算		精算		助成金		竣工日	備考
		概算	坪数	精算	坪数	交付額	交付額		
		円		円		円			

注意

倉庫本屋のみに関し記載するものにしてその記載方法に付ては様式第一号注意参照のこと。

様式第三号

農業倉庫工事完了届

縣會告示

鳥取縣會告示第六号

鳥取縣會議員徵章第四二号は紛失したる旨昭和二十四年六月三十日縣會議員三橋誠より届出があつたのでこれを無効とする。

昭和二十四年七月五日

鳥取縣會議長 中 田 吉 雄

教育委員會告示

鳥取縣教育委員會告示第三十三号

昭和二十三年度鳥取師範學校男子部女子部本科卒業生たる次の者は學校教育法施行規則第九十九條第十号第一百條第四号及第百四條第三号の規定により小学校、中学校

及幼稚園の教諭假免許狀を有するものとみなすもの指定する。

昭和二十四年七月五日

鳥取縣教育委員會

昭和二十四年三月九日卒業

本 籍	氏 名	生年月日
岩美郡浦富町浦富一六八三	赤松 正昭三	一、一六
西伯郡中浜村佐斐神一三	足立 公明	同二、五、五
米子市法勝寺町一〇八	栗谷 稔三	同三、一、二七
日野那溝口町古市聖毛ノ一	阿部 昭夫	同三、六、一九
東伯郡倉吉町鍛冶町二二九八ノ一	江本 正美	同三、二、一九
西伯郡五千石村八幡二二五	大森 徳之	同四、七、七
同夜見村一七八	門脇 廣	同二、一、二五
八頭郡山郷村尾見六四	河村 輝美	同三、一、四
同用ヶ瀬町一八四	黒部 亨	同四、一、二七
同佐治村加瀬木三八二	小谷 行男	同六、二、四
西伯郡境町明治町八八	榎田 節男	同二、二、三
東伯郡榮村下種五一〇	齊尾 修三	同二、五、二〇

八頭郡國英村	清水	好親	同四、五、一八	日野郡山上村二九三三	森原	德堂	同三、九、二〇	
同安倍村小別府四九五	白岩	健二	同	一、一九	東伯郡浦安町中尾四八二	山田	一男	同五、二、一
日野郡石見村下石見九六ノ一	白根	和夫	同	八、九	氣高郡末恒村伏野一一二四	山本	利勝	同
西伯郡法勝寺村鴨部一二九	杉本	良己	同三、三、二八	東伯郡泊村園七四八	渡辺	礼三郎	同三、八、二二	
日野郡神奈川村武庫一一〇〇	瀨島	敏男	同	四、四	日野郡石見村一三二六	相見	正典	同四、九、二一
八頭郡國中村久能寺七〇六	高木	嘉一	同二、三、一五	同山上村茶屋三二九二	青戸	卯	同四、八、七	
西伯郡五千石村福市六九八	高塚	篤	同	七、二九	東伯郡安山村尾張一七一	石賀	收	同
同余子村福定三七〇	田口	親	同四、一、二九	西伯郡彦名村一九〇五	内田	順三	同五、三、一八	
東伯郡浦安町金市三六四	茶山	淳	同五、三、三〇	日野郡黒坂町黒坂一二五〇	梅林	洋至	同四、六、二	
同由良町大谷一三九二	塚本	昭	同二、九、一九	八頭郡西郷村小河内二三四ノ一	漆原	守雄	同三、六、二三	
日野郡八郷村須村八三五	仲田	浩三	同四、十、三	氣高郡美穂村向国安一五六	大下	武志	同四、九、一三	
東伯郡倉吉町鍛冶町二丁目	中村	榮	同	三、二一	同豊美村野坂二〇〇	奥田	益夫	同三、五、一二
日野郡石見村八二五ノ一	長尾	一成	同四、四、一八	同大郷村金沢	鬼	知晟	同四、八、二二	
岩美郡大岩村大谷五〇〇	西村	忠義	同三、七、六	米子市錦町二丁目七	鹿島	祐平	大一五、一、七	
東伯郡社村横田	福井	義彰	同二、一、四	東伯郡社村大谷五三一	梶井	孝美	昭四、一二、二九	
日野郡根雨町根雨八六六	藤田	芳信	大三、八、一三	西伯郡所子村平木	門脇	孝二	同二、五、一八	
東伯郡赤崎町赤崎	松本	正巳	昭四、一、二六	同中高一三	金田修一郎	同五、一、二九		
同下郷村勤二二二	森田	純雄	同二、六、一六	八頭郡船岡村船岡二	鎌谷	辰憲	同四、六、一	

島根縣能義郡安木町安木	川津	澁	同二、二、一五	東伯郡倉吉町銀治町一丁目	東原	宣夫	昭二、九、一一
日野郡八郷村久古四九	幸形	榮治	同四、八、一二	同宮川町	福井	昌昭	同五、三、一四
東伯郡下北條村松神八二八	小林	哲郎	同五、一、一	氣高郡吉岡村双六原一九八	前田	義幸	同二、八、二六
岩美郡成器村吉野	須崎	益雄	同三、八、二〇	日野郡多里村萩原八六七	宮本	久	同五、二、二
東伯郡下北條村己原三七〇	田中	明	同四、一、一	同根雨町貝原一一	三輪	匡	同四、五、一六
同高城村服部一五六ノ一	田中	信行	同五、二、七	鳥取市東品治町二〇一	向山	迪弘	同
日野郡福榮村福塚一〇九六	田辺	芳治	同三、一二、一二	東伯郡泊村園七四八	森田	美好	同三、八、二一
岩美郡宇倍野村中郷三九	谷浦	博	同	西伯郡大篠津村八二四	安田	忠春	同五、一、一五
日野郡山上村茶屋三六六一	坪倉	衛	同四、四、六	氣高郡豊実村大塚二八二	渡辺	定明	同
八頭郡若櫻町若櫻九七	栃本	重夫	大一五、一一、一一	東伯郡大誠村西園一〇六五	秋山	壽雄	同
岩美郡東村大羽尾一一四ノ一	中垣	泰	昭三、八、一	鳥取市二階町三丁目	足立	博隆	同四、五、一二
日野郡日光村栃原六一六	中島	行雄	同五、三、二九	東伯郡上小鴨村福山	安梅	郎	同四、五、一七
西伯郡法勝寺村掛相二九六	中田	俊夫	同	同上井町梅田二二五	池田	政昭	同
東伯郡淺津村上淺津一一八〇	中村	佐太郎	大一、二、七、二〇	鳥取市賀露町一九六一	大谷	博	同
氣高郡逢坂村殿六八	平尾	三彦	昭三、五、二二	岩美郡岩井町白地四八三	岡崎	澄男	大一五、七、一〇
岩美郡宇倍野村清水一八〇	西尾	駒次郎	同五、四、一	東伯郡倉吉町福吉町	小川	幸八	昭三、八、一九
氣高郡鹿野町鹿野六二二	西川	正美	同四、七、一八	西伯郡大篠津村一五三九	門本	教市	同二、八、一五
八頭郡船岡村船岡四二九	花原	勇	大一五、五、六	同渡村渡二三八ノ二	門脇	耕二	同

氣高郡中郷村古川二八〇ノ一岸本 靜子 同三、五、一〇	米子市西倉吉町三四	引野 良子 同 八、一七
岩美郡小田村荒金一四七 北村 綾子 同四、六、一〇	鳥取市新鑄物師町四七	細井 立乃 同 一一、二四
日野郡石見村中石見五〇六 須田 邦香 同 七、一一	大阪市港区市場通り一丁目六前田	桂子 同五、二、一九
米子市桃町二丁目二七 砂口喜美子 同五、一、二	東伯郡下北條村米里五七五	松原 久子 同四、一〇、一九
西伯郡境町末廣町二 角 紀子 同 一、一四	日野郡福榮村豊榮六二九	宮本 律子 同 五、一四
鳥取市行徳二九七 竹内 良子 同 一、三〇	氣高郡松保村足山一九八	森 須磨子 同 一〇、七
米子市東町二三 建部八重子 同四、四、二三	氣高郡正條村下原一七四ノ三山尾	文江 同五、三、二三
八頭郡西郷村小畑一六八 谷口 松枝 同 四、一七	東伯郡泊村園六〇七	山田 香 同四、九、二五
氣高郡湖山村四六〇 田中 一枝 同五、一、一七	同南谷村泰久寺三八ノ一	田村 宣子 同五、三、六
西伯郡法勝寺村馬場二二ノ一田辺茂子 同四、五、二九	氣高郡鹿野町鹿野七七四	安富 礼子 同 三、二六
日野郡石見村下石見一一四三 椿 連 同 五、二七		
東伯郡橋津村橋津一五二 鳥山 悦子 同五、二、五		
八頭郡賀茂村井古六七 中村佐和子 同四、八、二一		
日野郡二部村畑地四八六 永井喜美子 同 四、一三		
氣高郡神戸村上砂見一一九 西村 泰子 同 九、二五		
日野郡山上村福万木六一 新田 淑榮 同 六、七		
東伯郡中北條村園坂四三〇 野島 孝子 同 九、一四		
西伯郡外江町三四四八 浜田 雪枝 同 九、二九		

女子部計七一名

◇鳥取縣教育委員會告示第三十四号
左記により鳥取縣教育委員會定例会を招集する。
昭和二十四年七月五日
鳥取縣教育委員會委員長 佐々木顯一

一、日時 昭和二十四年七月六日 午前十一時

- 一、場所 鳥取市東町 鳥取縣教育委員會委員室
- 一、附議事項
- 1、教員定数の件
- 2、その他

教育委員會規則

◇鳥取縣教育委員會規則第十号

昭和二十三年十一月鳥取縣教育委員會規則第一号鳥取縣教育委員會々議規則の一部を次のように改める。

昭和二十四年七月五日

鳥取縣教育委員會

鳥取縣教育委員會々議規則中改正規則

第二章 會議の閉閉

第五條を次のように改める。

第五條 會議の閉閉は委員長がこれを宣告する。

委員長に事故があるときは副委員長が代理する。

委員長副委員長ともに事故あるときは、出席委員はその會議を主宰するものを互選し、委員長の職務を行わ

せることができる。